

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年9月まで

私は、夫が会社を退職した昭和49年9月ごろ、区役所へ出向き、夫婦一緒に国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間について夫に納付記録が有るのに、私の納付記録が無いことには、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和49年9月ごろ、夫婦一緒に国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、申立人所持の年金手帳には被保険者となった日が「昭和49年9月1日」（強制）と記入されていることから、再加入手続が行われたことが確認でき、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付済みであることを踏まえると、申立人及びその夫と一緒に再加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立人の年金手帳に記載されている申立期間に係る被保険者資格の得喪記録が特殊台帳には記載されていないなど、行政側の記録管理に不備が有った可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金については、区役所職員に勧められ、加入の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたと記憶しているため、改めて調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年9月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認でき、当時、同年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村で過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、A市でも集金人が過年度保険料を収納していたことが確認されている上、申立人は、37年4月以降の保険料を納付していることがオンライン記録でも確認できることを踏まえると、この納付に併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金制度が発足した際、国民年金に加入し、国民年金保険料については、夫の分と一緒に集金人に納付した。申立期間について、夫は納付済みであるにもかかわらず、私のみ未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、国民年金制度発足後、いち早く国民年金の加入手続を行ったものと推認できる上、申立人は、申立期間を除き、60歳まで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を申立人の夫と一緒に納付していたとしており、申立人の夫については、申立期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち昭和 62 年 4 月から平成 3 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額については、昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月までは 14 万 2,000 円、同年 9 月から同年 12 月までは 12 万 6,000 円、2 年 1 月から同年 12 月までは 15 万円、3 年 1 月から同年 12 月までは 14 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 62 年 4 月から平成 3 年 12 月までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 25 日まで

私は、A 会 B 県本部職員で C 株式会社担当として勤務した。申立期間について、給与明細書を見ると毎月約 19 万円あった。オンライン記録の標準報酬月額を見ると 6 万 8,000 円から 8 万円となっている。給与明細書の控除額からみておかしく納得できない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から認められる標準報酬月額は、昭和 62 年 4 月から 63 年 3

月まで及び同年5月から平成元年8月までは14万2,000円、同年9月から同年12月までは12万6,000円、2年1月から同年12月までは15万円、3年1月から同年12月までは14万2,000円に訂正することが妥当である。

また、昭和63年4月については、申立人は給与明細書を所持していないが、その前後の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、当該月についても申立人の給与からオンライン記録に記載されている標準報酬月額に相当する厚生年金保険料以上の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できるため、当該月における標準報酬月額についても14万2,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、当時事業主（A会B県本部）に社会保険業務を委託されていたA会B県D商工会は、オンライン記録どおりに届け出たことを認めており、事業所に保管されている算定基礎届出書の記載もオンライン記録の記載と一致していることから、事業主は、オンラインに記録されている標準報酬月額に相当する報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、給与明細書等から認められる保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成4年1月から同年3月までの期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、当該事業所及び当時の同僚に照会しても、当該期間における関連資料及び申立人の給与からオンライン記録に記載された標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことに関する供述を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格の被保険者取得日に係る記録を昭和38年1月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月26日から同年3月1日まで  
② 昭和38年1月31日から同年2月1日まで  
③ 平成元年6月30日から同年7月1日まで

申立期間①については、株式会社CのD支社を昭和32年2月末日に退職したため同年2月は厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。申立期間②については、A株式会社E支店からB支店に異動した時、勤務は継続していたので、38年1月は被保険者であったことを認めてほしい。申立期間③については、株式会社F（現在は、株式会社G）を平成元年6月末日で定年退職したため、同年6月は被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間②については、H株式会社（昭和39年から株式会社F）の申立期間当時の社内報に記載されている申立人の異動日、及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が株式会社Fの系列会社であるA株式会社に継続して勤務し（昭和38年1月31日にA株式会社E支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店に

おける昭和 38 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は手続ミスのため履行していない可能性が高いと回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 38 年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

株式会社 C の D 支社に係る申立期間①については、当該事業所が保管している「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の資格喪失日が昭和 32 年 2 月 26 日と記載されていることから、当時当該事業所が申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日をオンライン記録のとおり届け出たことが確認できる。

また、株式会社 C の D 支社に照会したが、上記通知書以外の申立人に係る人事記録等は保管されていない上、申立期間当時の同僚に照会しても、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

株式会社 F に係る申立期間③については、当該事業所に係る商業登記簿謄本により、申立人は、平成元年 6 月 29 日に取締役を退任したことが確認できる上、当該事業所が保管している「厚生年金基金加入員資格喪失届」の資格喪失年月日欄に同年 6 月 30 日と記載されていることが確認できる。

また、株式会社 G に照会したが、当時の上記以外の人事記録等は保管されていないため、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C部における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月30日から同年12月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和40年11月から同年12月までの1か月間について未加入となっていることが分かった。この間はD市のA株式会社C部からE市の同社本社F部に転勤し継続して勤務していた時期で、厚生年金保険が未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する申立人の社内経歴書、同事業所への照会に対する回答、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年12月1日に同社C部から同社本社F部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社C部における昭和40年10月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としているが、B株式会社が保管するA株式会社C部における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失年月日が昭和40年11月30日となっており、オンライン記録と一致している上、当該事業所の事務担当者は、「申立期間当時、当該事業所の決算月は11月であり、決算月を区切りとして異動が行われていたので、申立人の実際の異動日は同年12月1日で間違いない。」旨の供述をしていることから、事業主がオンライン記録どおりに届出していたことがうかがえ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年8月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月23日から同年9月20日まで  
私は、株式会社AのD支店から、昭和27年8月23日にC支店へ異動となったが、継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険が未加入となっているので、加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する人事記録、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務し(昭和27年8月23日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのC支店における社会保険事務所(当時)の昭和27年9月の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 3 月及び同年 4 月並びに同年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 3 月及び同年 4 月  
② 平成 16 年 6 月及び同年 7 月

私は、申立期間の国民年金保険料については、納付書により A 区役所の窓口で納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付書により、区役所で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②に係る納付書は、いずれもコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の国民年金保険料がすべて漏れるとは考え難い上、平成 14 年 4 月以降、市町村が実施していた保険料の収納事務は国に一元化されたことにより、区役所では保険料を納付できないことから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

また、申立人の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から同年8月まで  
② 昭和46年4月から同年6月まで

申立期間①については、所持している国民年金手帳に検認印が有り、母親及び二人の義姉も納付していることから、父が私の分も納付したものである。

また、申立期間②については、昭和46年7月から厚生年金保険の被保険者になるため区役所で相談したところ、20歳前の時期である申立期間①について検認印が有るため、その分と相殺してもらったと記憶しているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は20歳前であるため、本来、国民年金に加入できる期間ではないが、申立人が所持する昭和41年1月6日発行の国民年金手帳には、申立期間を含む昭和40年度の国民年金保険料を昭和41年1月25日に一括納付したことを示す検認印が有り、還付された場合、作成されることとされている特殊台帳及び還付整理簿が無いことから、還付されなかったものとみるのが相当であり、申立人は、申立期間のうち、40年4月から同年8月までの保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、当該申立期間については 20 歳到達前であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和 46 年 7 月から厚生年金保険の被保険者となるため区役所で相談したところ、申立期間①の国民年金保険料と相殺されたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料額が相違し、時期も 6 年余後であることを踏まえると、申立期間①の保険料を相殺（充当）するとは考え難い上、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間②の保険料を納付したことを示す検認印が無く、申立人からも、保険料を納付したとの主張は無いことから、申立期間の保険料は納付されなかったものとみるのが自然である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から50年3月まで

私の国民年金は、20歳になった昭和44年\*月ごろに、亡くなった父親が加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、毎月給料の中から生活費を母親に手渡していたので、父親が母親の分と一緒に支払ってくれていたことを記憶している。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年\*月ごろに、申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人が毎月給料の中から生活費を母親に手渡していたので、申立人の父親が母親の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳は、同年9月30日発行と記載されていることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又はその父親若しくは申立人の母親が、申立期間の国民

年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から50年3月まで

昭和41年11月に結婚後、しばらくして、亡くなった妻がA区B出張所で国民年金の加入手続きを行い、20歳からの国民年金保険料を一括でさかのぼって納付し、その後は毎月納付していた。所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」も昭和38年\*月\*日と記載されており、申立期間が未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、申立人の妻が国民年金の加入手続きを行い、20歳からの国民年金保険料を一括でさかのぼって納付したとし、所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」も昭和38年\*月\*日と記載されていると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月にC区(51年10月1日A区より分区)において夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人及びその妻は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、申立人が所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、申立人が20歳になったことに伴い、この日が申立人の国民年金被保険者資格の取得日となったことを示すものであり、保険料の納付開始を示すものではない。

なお、申立人及びその妻は、上記の国民年金に加入した時点で時効となっていない納付可能な2年度分に相当する昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を52年10月31日に、51年4月から52年3月までの保険料を同年7月9日に過年度納付していることが領収済通知書により確認できる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から49年3月まで  
昭和44年10月に結婚し、妻が国民年金の加入手続をA区役所で済ませ、当時は自宅に区役所から集金に来ていた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和44年10月に婚姻し、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで  
昭和44年10月に結婚し、私が国民年金の加入手続をA区役所で済ませ、当時は自宅に区役所から集金に来ていた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和44年10月に婚姻し、申立人が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人夫婦が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したところ、申立人の未統合年金記録である可能性が高い国民年金手帳記号番号（\*\*\*\*-\*\*\*\*\*）が確認できるものの、同手帳記号番号は、昭和41年8

月1日が被保険者資格喪失日とされていることがオンライン記録により確認できることから、同手帳記号番号では申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から54年1月まで

私は、当時住んでいたA町（現在は、B市）で国民年金の説明会に出席し、昭和48年7月ごろ国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、付加保険料も含め銀行で納付していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月ごろにA町で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含め銀行で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月にC市で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の保管する国民年金被保険者名簿において、被保険者資格の取得届日は同年2月20日（新規・任意）と記載されており、申立人の所持する国民年金手帳においても、初めて被保険者となった日及び付加保険料の申出日は上記の日と同日であり、被保険者資格種別は「任意」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1599 (事案 1032 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年2月まで

私は、申立期間当時は学生で、父親から、国民年金保険料を払っていたと聞いていた。現に、私には国民年金手帳記号番号が二つ有ることとであり、未納であることに納得できないので、再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、申立人は、国民年金の資格を昭和36年4月1日に強制で取得し、38年3月5日に資格を喪失している上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が有ることから、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとする通知に納得できないとしている。

しかしながら、申立人の当初の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月にA市B区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の父親は国民年金の加入手続を行ったものの、申立人は、既に同年3月5日から厚生年金保険の被保険者であつ

たことが確認できる。

また、上記の国民年金の加入時点で、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無いほか、昭和38年度の保険料を現年度納付した場合、当該保険料は還付されることとなるが、還付処理が行われた記録は無いことが確認できることから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1600

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から47年3月まで

私は、昭和45年3月10日に会社を退職し、翌日に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月10日に会社を退職し、翌日に区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和51年6月25日に還付請求書を出しており、時効で消滅しているとのことであるが、当時はA国に在住し、その事実は全く知らなかった。申立期間の保険料について、国民年金に加算してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の還付については、A国に在住していたため、還付請求通知書を受け取っておらず、国民年金に加算してもらいたいと主張している。

しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳では、申立期間の国民年金保険料について、昭和50年1月25日に納付済みの検認印が確認できるものの、B町(現在は、C市)の国民年金被保険者台帳により、申立人は、同年1月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、特殊台帳には、還付金額(3,300円)及び還付決定年月日(50.6.25)が記載されていることが確認できる。

また、還付整理簿では、支払年月日欄が空欄となっており、区分欄に「時効消滅」と記載されていることから、昭和50年6月25日に還付決定され、申立人に還付請求通知書が発出されたものの、申立人から還付請求手続が行われず、国民年金法の規定に基づき、時効(2年)により消滅したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1602(事案 102 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年4月まで

昭和36年に父親が国民年金の加入手続を行い、私は、当時、自宅で手織りの仕事をしていたので、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付することができた。

国民年金手帳は無くしてしまっただが、申立期間について、未納とされているのは納得できないので、再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年10月の時点では、既に申立期間の一部が時効により納付できない期間であること、ii) 別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その父親が昭和36年に国民年金の加入手続を行ってくれたとして再申立てを行っている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が

実施されていた時期ではなく、さかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を自宅で集金人に納付したとしているが、A市の集金人制度は昭和37年9月から発足したものであることが確認できる上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から平成元年 1 月まで  
60 歳になったとき、更に 5 年ほど国民年金に加入して国民年金保険料を納付すれば年金が多くなると聞き、申立期間の保険料を納付した。その記録が無いことに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は 60 歳に到達後、引き続き申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が 60 歳に到達した昭和 59 年\*月当時、高齢任意加入制度は無く、同制度が開始されたのは 61 年 4 月からであることから、申立内容は不自然である。

また、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している A 市の国民年金収滞納リストでは、申立人は、被保険者資格期間満了により昭和 59 年 1 月 14 日付けで被保険者資格を喪失し、同年同月以降、申立人が国民年金に加入した記録は見当たらないことから、申立人は高齢任意加入しなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1604 (事案 1144 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から53年3月まで

A県B区役所から国民年金保険料の未納の通知を受け取り、未納分の保険料として83万円から88万円ほどを区役所の国民年金課で一括納付し、領収書を受け取った。その際、「これで未納分全額ですから、将来年金をもらえますよ、おめでとうございます。」と言われたことを覚えている。未納であることに納得できないので再申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、第3回目の特例納付の終了間際である昭和55年6月25日及び最終日である同年同月30日に94か月の国民年金保険料を2回にわたり納付していることが確認できること、ii) これは、社会保険事務所(当時)では、申立人が年金の受給権を確保することが可能となるよう特例納付することを指導したものであるとみるのが自然であること、iii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間も含め納付したとしても保険料総額は68万円余であるなど、申立内容とは符合しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料として83万円から88万円ほどを区役所で一括納付したと、再度、申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、昭和55年6月25日及び特例納付の最終日である同年同月30日に94か月分の保険料(37万6,000円)を第3回目の特例納付(附則4条)により納付していることが、56年4月7日に作成され

た、「附則4条納付者リスト（累積分）」により確認できる上、申立人が納付したとする金額は、この特例納付した保険料額と申立期間を特例納付した場合の保険料額を合算しても大きく相違していることから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から46年3月まで

私が20歳になった昭和41年\*月ごろ、母親の国民年金保険料を集金に来ていた集金人から国民年金の加入を勧められ、加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が3か月ごとに自身の保険料と一緒に集金人に納付してくれ、国民年金手帳に検認印を受けていた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和41年\*月ごろ国民年金に加入し、申立人の母親が、自身の国民年金保険料と一緒に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、

申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から22年8月1日まで

申立人は昭和21年2月に妻と結婚する以前からA協会(現在は、社団法人B)に勤務していたが、厚生年金保険の加入が22年8月2日になっているので、昭和19年6月1日の勤務当初から厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A協会における元同僚及び申立人の妻の供述等から、期間の特定はできないものの、申立期間の一部において、申立人が同協会に勤務していたことは推認できる。

また、社団法人Bに照会したところ、申立期間当時の給与台帳等の資料が保管されておらず、給与担当者等当時の従業員もいないため、申立期間当時の事情が不明である旨の回答があったことから、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、同僚への照会を行ったところ、申立人について記憶しているが、具体的な勤務開始時期まで記憶している者はいないことから、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための供述を得ることができない。

加えて、社団法人Bが保管する「健康保険被扶養者調書」の記載による

と、申立人の資格取得年月日は昭和 22 年 8 月 1 日となっており、それ以前に申立人について社会保険への加入手続が行われていたことを示す資料は見当たらない。

一方、C 県 D 部 E 課が保管する兵籍簿の記録によると、申立人は昭和 19 年 6 月 1 日に召集され、20 年 10 月ごろまで兵役に就いていたことが確認できることから、当該期間については事実上 A 協会において勤務の実態が無かったと推認される。

また、A 協会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和 22 年 8 月 1 日になっており、それ以前に資格取得した記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から平成 3 年 8 月 31 日まで  
私は昭和 55 年 1 月から平成 3 年 8 月までA株式会社B支店に勤めていたが、同社での厚生年金保険の加入記録が無い。私の兄は同社の常務取締役兼B支店長であったため、私が同社の厚生年金保険に加入していないことは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA株式会社B支店の慰安旅行の写真(昭和 55 年 6 月 8 日撮影)から、当時、申立人が同社に勤務していた可能性はある。しかしながら、A株式会社の代表取締役に照会したところ、同社と申立人の間には雇用関係は無く、申立人は、申立期間当時、同社の取締役でB支店長であった申立人の兄が経営している会社に勤務していたため、申立人に関する記録は何も無い旨の回答があった。

また、申立人の記憶する同僚 6 人のうち、3 人は既に亡くなっており、1 人は姓のみでは個人を特定できず、2 人は照会しても回答を得ることができなかった。このため、申立期間当時のA株式会社の商業登記簿から確認できる複数の役員に照会したところ、同社B支店に勤務したことがあると回答した者は無く、申立人については、名前を知っている程度である旨の回答しか得ることができなかった。

さらに、申立期間当時、A株式会社B支店分も含め、一括して給与計算及び社会保険事務を担当していたとする同社本社の元従業員に照会したところ、「当社では、正社員は全員厚生年金保険に加入させていた。しかしな

がら、申立人の名前には記憶が無い。また、従業員であれば同社で保管する労働者名簿に記録があるはずである。」との回答があったが、上記のとおり、同社は申立人に関する記録は何も無いとしており、同社と申立人との雇用関係は確認できない。

加えて、申立期間当時、オンライン記録からA株式会社B支店に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことは記憶しているが、申立人は同社の従業員ではなく、申立人の兄又はその妻が経営している会社に勤務し、A株式会社のセメントを専属で運搬していた旨の回答があった。なお、上記の慰安旅行については、毎年実施していたが、申立人が参加したのは昭和55年度のみであり、申立人の兄が申立人を連れてきた旨の供述もあった。

そこで、上記の申立人の兄は既に亡くなっているため、申立人の兄の妻に複数回照会したが、回答を得ることはできなかった。なお、上記の申立人の兄又はその妻が経営する会社の名称については不明であるため、当該事業所を確認することはできない。

なお、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したものとは考え難い。さらに、同社の関連会社であるC株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も同様に確認したが、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られなかった。

また、申立人の申立期間におけるA株式会社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1513

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年11月1日から22年5月31日まで  
私は、昭和20年11月ごろから22年5月ごろまでの期間、有限会社Aに勤務していた。この時の厚生年金保険記録が無いので勤務していた期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

法人登記簿によると、有限会社Aは昭和28年7月15日に解散しており、当時の事業主及び役員は所在不明となっていることから関係資料を得ることができず、申立人の申立期間における勤務の実態等について確認することはできないが、元同僚の供述及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が申立期間の一部において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和22年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の元同僚は昭和20年10月から21年5月まで当該事業所に勤務していたと供述しているが、当該同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない。このことについて同人は、「終戦の年の混乱期のことであり当該事業所が厚生年金保険に加入していなかったのだと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 12 月 30 日から 44 年 1 月 1 日まで

申立期間①において、A社で勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録によると、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

申立期間②において、B有限会社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、その間の厚生年金保険の加入記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務したとしているA社については、所在地を管轄する法務局には法人登記の記録は無く、適用事業所名簿及びオンライン記録において同事業所名で照会を行ったものの、適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、A社における事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、それらの者から申立内容について確認できる供述は得られない。

さらに、申立人は、A社の当時の従業員数は、事業主を除き2人程度であったとしていることから、当時、同事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所としての要件に該当していなかった可能性がある。

加えて、C協同組合に対し、A社の組合加入の記録について照会したものの、同組合に加入した記録は無い旨の回答があった。

これらのことから、A社における申立人の勤務状況等については確認す

ることができなかった。

申立期間②について、B有限会社の元事業主の供述から、申立人は申立期間において同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、B有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和44年1月1日であり、申立期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、元事業主は、「B有限会社は、当初、有限会社Dの鉄工部門として営業し、昭和41年12月ごろに独立したが、厚生年金保険の適用事業所となった44年1月1日までは、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答をしている。

さらに、B有限会社の従業員に照会を行ったものの、申立期間当時、同事業所で勤務していた者から回答を得ることはできず、申立人の勤務状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1515

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から24年1月1日まで  
② 昭和50年1月1日から53年1月1日まで

私は、A株式会社（現在は、株式会社B）C工場に昭和21年夏ごろに入社し23年まで電球を製造した硝子の検査をしていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。また、D株式会社（現在は、E株式会社）には50年から52年まで非常勤の監理技術者として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る申立期間①については、申立人は当時の勤務状況を明確に記憶していること及び同社C工場に勤務していた元従業員のうちの一人が、「生産現場のことを知っている者は少ないので、申立人は当該検査に携わっていたものと思われる。」と回答していることから、申立人が当時当該事業所に勤務していた可能性は高い。

しかしながら、当該事業所の後継会社である株式会社Bに照会したところ、「申立人について確認できる関係資料が保管されていないため、申立てされている事実関係については不明」と回答していることから、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人が記憶している元従業員についても、申立人と同様にA株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されていない

いことから、当時当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当時当該事業所に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立内容を確認するための供述を得ることができない。

次に、D株式会社に係る申立期間②については、D株式会社の後継会社であるE株式会社に照会したところ、「申立期間当時の関係資料が保存されていないため、申立てに関する事実関係は不明である。また、当社は申立期間以前から厚生年金基金制度を適用しており、調査したところ申立人は当該基金に加入していない。当社では正社員のみ厚生年金基金に加入しているので、非常勤であったと自ら述べている申立人については、厚生年金保険の加入対象ではなかったものと思われる。」と回答していることから、申立人の当時の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、当時当該事業所に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための供述を得ることができない。

さらに、申立期間において、申立人は自ら当時非常勤であったと述べている上、申立人が所持しているD株式会社との工事請負契約書によれば、申立人が監理技術者として確認印を押していることが確認できるが、E株式会社に照会しても、当該契約書の内容からは、申立人が当該事業所において正社員として勤務していたことを確認することはできない。

加えて、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、整理番号も連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月から34年9月まで

私は、昭和30年3月から34年9月までの期間、A社（B市C区D）で勤務した。在職中に健康保険証を受け取っていた事を今でもはっきり記憶している。厚生年金保険と健康保険がリンクしていると聞き、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の詳しい勤務状況等を記憶していること及び申立人が記憶している当時の同僚が、申立人と一緒にE名を有する事業所で勤務していたと供述していることから、申立人が当時、A社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、上記のA社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当該事業所の申立期間当時の事業主は所在不明で、当時の賃金台帳等関連資料の存否も不明であるため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は在職中に健康保険証を受領していたと供述しているが、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用した医療機関については記憶していないことからその名称等は特定できず、申立人が主張する内容については確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 13 日から 5 年 11 月 1 日まで

私は、平成 4 年 4 月 13 日から人材派遣会社の株式会社 A の派遣社員として、B 株式会社で勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 5 年 11 月 1 日からになっている。当時の勤務条件は月曜日から金曜日の 9 時から 17 時 30 分までフルタイムで働き、社会保険の加入条件は満たしていたので、未加入となっていることに納得ができない。調査の上、当該期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の給与関係資料及び申立人が当時株式会社 A から派遣されていた B 株式会社の総務担当者の供述から、申立人が申立期間において勤務していたことは確認できる。

しかし、株式会社 A は、「当社の人事・給与関係資料を確認したところ、当時の給与支払い実績表（累積給与マスター）によれば申立期間については、申立人に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答していることから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと認められる。

また、株式会社 A は、「派遣は、厚生年金保険被保険者資格の得喪を繰り返す不規則な勤務形態であるため、一般的に派遣社員の中には厚生年金保険に加入することを同意しない者もいたと聞いている。また、各派遣社員の同意を得て社会保険手続を行っていたため、厚生年金保険の加入日が勤務開始時期と異なっていた場合もある。」旨回答している。

さらに、当時株式会社Aに在籍していた派遣社員に照会したところ、「当時の株式会社Aでは、厚生年金保険の加入については、希望した者のみ加入させるような対応があった。また、記憶ははっきりしないが、何か月以上の雇用契約を締結した者のみが加入対象となるような条件があり、その場合でも希望者だけ加入させるように対応していたと思う。」と回答していることから、当時、株式会社Aにおいては、必ずしも派遣社員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致しており、申立期間における雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月ごろから 36 年 12 月まで

私は、A 県 B 市に住んでいて、C 市 D 港の E 国軍基地の D 港 F 局でタイピストとして勤務していた。税金と雇用保険は、給料から引かれていた。私に厚生年金保険の加入記録が無いのは、G 社会保険事務所（当時）が、私の記録を消してしまったからである。当時、職場で働いていた写真がたくさんあるので、申立期間を厚生年金保険加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間当時の写真及び複数の同僚の供述並びに A 県公文書館が保管している申立人の「軍雇用員カード」から、申立人が申立期間のうち、昭和 31 年 3 月から 33 年 5 月 16 日までの期間について、E 国軍 H 基地内に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 県における厚生年金保険制度は本土復帰（昭和 47 年 5 月 15 日）前の 45 年 1 月 1 日に発足しており、同日前の期間については、A 県内の事業所において厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、I 省 J 局に照会しても申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない上、上記の「軍雇用員カード」では、申立人の職種及び所属、採用年月日、離職年月日及び離職理由は記載されているが、厚生年金保険料に関する記載はない。

さらに、申立期間当時の複数の同僚は、厚生年金保険の平成 2 年沖縄特別措置又は 7 年沖縄特別措置で、特例納付保険料を一括納付して厚生年金

を受給していると供述しているが、申立人は上記の沖縄特別措置による厚生年金保険料を、納付していないと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1519

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 4 日から 36 年 11 月 20 日まで

私は、高校を卒業する前から家業を継ぐために、正社員として有限会社Aに勤務をしていたが、社会保険事務所(当時)へ照会したところ、申立期間の厚生年金保険が未加入となっている。勤務していた事は間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに勤務していた複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当時、当該事業所で勤務していたとする申立人の親族についても、申立期間において厚生年金保険の加入記録に空白期間が確認できる上、上記複数の元同僚の回答においても、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、有限会社Aは既に解散し、人事記録等の関連資料は保管されていない上、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険証の整理番号も連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から44年7月1日まで

私は、昭和42年5月1日から47年2月10日までの間、A株式会社(現在は、B株式会社)に勤務したが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、厚生年金保険の資格取得日が44年7月1日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和48年7月5日付けのA株式会社における「在籍証明書」には、申立人が42年5月1日から47年2月10日までの間、当該事業所に乗務員として在籍していたことを証明するとの文面に、当該事業所の代表取締役の氏名が手書きで記載され、会社印と代表者印が押されている。

しかしながら、B株式会社は、上記「在籍証明書」について調査したところ、書面の作成経緯も筆跡者も確認できず、「A株式会社」として作成されたものかは不明であり、仮に当社で作成されたものであるにしても、何らかの事務処理ミスによって誤記をした可能性が高いと考えられると回答している。また、上記証明書を発行した昭和48年に総務部長であった元同僚は、「私が入社した昭和42年11月1日には、申立人は在籍していなかった。当時、A社には労働組合があり、労働協約にユニオンショップ条項があったことから、2年余りも社会保険の資格を取得せず、労働組合にも加入せず勤務できるはずはない。」と供述している。

また、申立人を記憶していた複数の元同僚も、申立人が申立期間に勤務

していたかについては、記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるとともに、運転手は正社員になれば全員が労働組合に加入し、同時に厚生年金保険にも加入していたと供述している。

さらに、B株式会社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書では、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和44年7月1日となっており、オンラインの記録と一致している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A株式会社において、昭和44年7月1日付けで被保険者となり、47年2月9日付けで離職していることが確認でき、この雇用保険の被保険者期間はオンラインに記録されている申立人の厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致しており、事業主がオンラインに記録されているとおりの資格取得に係る届出を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 11 月 21 日から 10 年 2 月 21 日まで  
② 平成 10 年 11 月 21 日から 11 年 1 月 31 日まで

私は、平成 7 年 11 月 21 日から 11 年 1 月 31 日まで株式会社 A に勤務していたが、オンライン記録では、厚生年金保険の加入記録は 10 年 2 月 21 日から同年 11 月 21 日までとされている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めた上で、納付していた国民年金保険料を返金してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚は、申立人が株式会社 A に入社したのは平成 9 年の春ごろである旨回答していることから、少なくとも申立期間の一部において申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 A の事業主及び複数の元同僚は、入社後 3 か月の試用期間を経た後に、申立人は正社員になることを拒んだ旨供述しており、厚生年金保険に加入していたことはうかがえない。

また、株式会社 A は、賃金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人の正確な勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

次に、申立期間②について、元同僚の一人は、申立人が株式会社 A を退職した後、しばらくして入社した他の元同僚の入社日は平成 10 年 12 月であるとの供述をしており、当該期間において、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、株式会社Aが保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」では資格取得日が平成10年2月21日、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では資格喪失日が同年11月21日と記載され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、株式会社Aにおいて、平成10年2月21日付けで被保険者資格を取得し、同年11月20日付けで離職していることが確認でき、雇用保険の被保険者期間が厚生年金保険被保険者期間と一致しているほか、オンライン記録では、同社に係る申立人の健康保険証の交付年月日は10年3月9日、回収年月日は同年12月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年9月1日まで  
昭和21年3月にA学校(旧制)を卒業し、学校のあっせんで同年4月に合資会社Bに就職した。会社が申立期間について、厚生年金保険への加入を放置するとは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から、期間を特定できないものの、申立人が合資会社Bに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する「厚生年金記録帳」には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は「22.9.1」と記載されており、当該事業所は、申立人の被保険者資格取得日を昭和22年9月1日として届け出たことがうかがわれる。

また、当該事業所の複数の同僚は、「被保険者資格取得日は昭和22年9月1日とされているが、それ以前から勤めていた。」「戦後間もないころであったので、厚生年金保険への加入ができていない人をまとめて手続したのではないか。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしも従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立期間に係る昭和21年中に被保険者資格を取得している者はみられない上、申立人を含む53人が22年9月1日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、申立期間当時の賃金台帳等関係資料を保管しておらず、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間の厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 44 年 3 月 26 日まで  
有限会社Aに勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退  
手当金が支給されていることを知ったが、私は、脱退手当金を受給した  
記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付  
44. 4. 19 B 社会保険事務所」、「44. 6. 10 支払済」の押印が有るととも  
に、申立人の委任を受け、脱退手当金を申立人の母親が受給した旨の署名  
及び捺印が確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申  
立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表  
示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、  
厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 6 月 10 日に  
支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに  
脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申  
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 京都厚生年金 事案 1524 (事案 1148 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 7 日から 40 年 9 月 26 日まで  
A 商店の脱退手当金は、父親が受け取ったと思うが、B 株式会社の分は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有ること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いこと、iii) 社会保険業務センター(当時)が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答した年月日である「回答済 41. 11. 17」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 商店については、申立人の父親が脱退手当金を受領したと思うとし、申立期間の B 株式会社については、脱退手当金を受領していないとして再申立てを行っているが、支給金額は A 商店及び B 株式会社の厚生年金保険被保険者期間に基づき算定された金額と一致し、申立人の主張内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報と認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。